

# 京都府立医科大学大学院保健看護学研究科修士論文審査取扱要領

〔平成 20 年 5 月 8 日〕  
〔保健看護研究科教授会議〕

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要領は、京都府立医科大学学位規程（平成 20 年京都府立医科大学規程第 80 号。以下「規程」という。）第 17 条の規定により、京都府立医科大学大学院保健看護学研究科（以下「研究科」という。）における修士論文の審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 章 修士の学位申請の資格要件

### (修士の学位申請の資格要件)

第 2 条 規程第 3 条第 4 項の規定による学位の授与を申請することができる者は、研究科に 1 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

また、単位は、修士論文を提出する日の属する学年末までに所定の単位を修得することとする。

## 第 3 章 修士論文

### (修士論文)

第 3 条 修士論文は、単著を原則とする。ただし、共著の場合は、次の各号の要件を具備しなければならない。

- (1) 規程第 5 条の 2 の規定により修士の学位の授与を申請した者（以下「学位申請者」という。）が、原則として当該論文の筆頭著者であること。
- (2) 他の共著者が、次に掲げる事項について承諾し、承諾書（第 1 号様式）を学位論文に添えて提出すること。
  - ア 学位申請者が当該論文を修士論文として本学に提出すること。
  - イ 他の共著者が当該論文を学位論文として使用しないこと。

## 第 4 章 審査の手続等

### (審査委員の選定)

第 4 条 保健看護学研究科教授会は、学位規程第 8 条の規定により、学長の付託があったときは、審査資料等に基づき、当該学位申請者につき主査 1 名、副査 2 名の審査委員を選定し、審査委員会を組織するものとする。

- 2 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行い、その結果を文書をもって保健看護学研究科教授会に報告するものとする。
- 3 前項により報告する文書は、審査結果及び最終試験結果の要旨（第 2 号様式）とする。

### (審査結果の報告)

第 5 条 保健看護学研究科教授会は、審査結果及び最終試験結果を学長に報告するものとする。

## 第 5 章 雑則

### (雑則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、修士論文の審査に関し必要な事項は、保健看護学研究科教授会の議を経て別に定める。

### 附 則

この取扱要領は、平成 20 年 5 月 8 日から施行する。

### 附 則

この取扱要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この取扱要領は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。